

# 漏 水 か な? と思 つた ら

## 早めの対応を

最近、「水道の水量が増えているが漏水ではないか」との相談が増えています。

漏水は、初めはわずかでも次第に多くなり、貴重な水が無駄になるばかりでなく、料金も高額になりますので、早期発見が大切です。

### 【こんな場合は漏水かも?】

次のような場合は、漏水の恐れがあります。早めに確認しましょう。

○前回の使用水量に比べ、特に理由がないのに水量が増えている。

○古くなつた蛇口がよく閉まら

1、家の蛇口をすべて閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。

2、メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。

3、中のパイロットが少しでも回つていれば、どこかで漏水している。漏水箇所を確認して早急に修理しましょう。

○水が垂れている。

○給湯設備などの排水管から水が流れている。

○水道を使つていないのに、蛇口などに耳を当てると「シュー」と音がする。

○水洗トイレを流していないのに、水が流れている。

【漏水の場合は?】

まず、応急手当として、メー



☆パイロットが止まつていれば、宅内の漏水はありません。前回より使用水量が増えている場合は、蛇口を開けたまま放置した、いたずらによる放水などが考えられます。

メーターボックスから宅内側の配管から漏水している場合

定給水装置工事事業者へ連絡してください。

以上の修理費用は、利用者の負担となります。

※メーターボックスから道路側（本管）、または道路上で漏水している場合は、水道課工務班へ連絡してください。

家庭の給水装置（水道管）は、皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏水で通常より請求が多額になつても、原則として水道メーターで計量した水量に対する料金は、

ターボックス内の止水栓を右に回し水を止めます。

### 蛇口から漏水している場合

コマやパッキンを取り替えるだけで直すことができます。コマやパッキンを取り替えても水が止まらない場合は、旭市指定給

水装置工事事業者へ連絡し、修理してください。

（水道料金の一部減額）

一部減額となることがあります。

くわしくは、水道課または工事を依頼した旭市指定給水装置工事事業者へ問い合わせてください。

①地下や壁内、床下の漏水のうち、地表や外観からは確認できず、流水音なども無いな

ど、自分で発見することが困難な場合。

②漏水発見後、速やかに漏水の修理を完了している、あるいは旭市指定給水装置工事事業者に修理を依頼しているなど、適切な管理を行つている場合。

※右記の場合でも次の場合は対象となりません。

○給水装置を損傷して漏水した場合。

○無届けで給水装置の改造を行つていた場合。

○市の指定を受けていない工事業者が修理した場合。

○井戸水の配管を水道に切り替えて使用している場合。

### 問い合わせ先

旭市水道お客様センター

電話 63-8888-82 市役所水道課工務班